

労働者協同組合法施行に向けて具体的かつ十分な取組を求める意見書

昨年臨時国会において、全会一致により「労働者協同組合法」が成立し、同年12月11日に公布された。

労働者協同組合は、組合員が出資をして、それぞれの意見を反映した上で組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。現在、本区においても老人福祉センターや児童館等で指定管理を受託しているが、地域の課題解決の新たな主体として、また、多様な就労機会を創出できるものとして期待も大きい。

同法は、公布後2年以内に施行されることとなっており、円滑な施行への準備が進められているが、各省庁において法の理念、趣旨、目的等を十分に共有するとともに、行政分野を横断・包括する体制での活用及び推進が求められていることは言うまでもない。

具体的には、広範な活用を促すための税制措置や設立手続の負担軽減策、地方自治体が周知や広報、支援施策を実施するための十分な予算措置等が不可欠である。また、指定管理事業や委託事業を受託しているNPO法人等が、労働者協同組合に移行後も同一の法人として資格を有することを認定する仕組みも必要と考える。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、労働者協同組合法の施行に向けて、具体的な施策を早期かつ十分に実施していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月15日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		